

ID: 3015

担当部署: 経済部 産業振興課

処分の概要	組合員以外の者の事業の利用の特例の認可の取消し		
法令名 根拠条項	中小企業等協同組合法 第9条の2の3第2項		
法令番号	昭和24年法律第181号		
<b>【基準】</b> 法第9条の2の3第2項の規定による。 (組合員以外の者の事業の利用の特例) 第9条の2の3 2 行政庁は、前項の認可に係る事業について、第9条の2第3項ただし書に規定する限度を超えて組合員以外の者に当該事業を利用させることが当該事業の運営の適正化を図るために必要かつ適切なものでなくなつたと認めるときは、当該認可を取り消すことができる。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 7 月 31 日	最終変更年月日	令和元年 6 月 21 日